

〔13番 籠山恵美子 登壇〕

○13番（籠山恵美子）

お許しをいただきましたので、私は3つのテーマで質問をしたいと思います。

まず1つ目に、近年の地球温暖化による飛騨市の農業の傾向と対策について伺います。

近年の地球温暖化に伴う豪雨・干ばつ・夏の猛暑などが、稲作をはじめ飛騨の農産物を襲うようになりました。それが昨年の米生産量の激減につながり、「令和の米騒動」となりました。

消費者にとっても相次ぐ物価高騰の中、食生活に欠かせない米や野菜の価格高止まりは大変な痛手です。学校給食の食材にも大きな影響を及ぼすでしょう。

市は、近年の農業施策をどのように捉え、どのように市民に説明しますか。3点伺いたいと思います。

まず1つ目に、異常気象が続いているが、今年の飛騨市の米、蔬菜の生育状況はどのようなか。これを伺います。昨年から今年にかけて、豪雪による雪解けが遅く、かと思えば一気に気温が上昇し、この夏は猛暑・酷暑の連続です。生産者のみならず、台所を預かる市民の皆さんも、この異常気象による農作物への影響を心配しております。今年の飛騨市の米など、農産物の生育状況、併せて被害の状況などはいかがなのか、御説明ください。

2つ目に、中山間地農業を支えるための市の「課題克服」と「対策の具体化」を伺うということ質問します。国は、昨年施行された新「食料・農業・農村基本法」を基に、その「基本計画」を今年4月に閣議決定いたしました。その中身は、とても飛騨市のような中山間地の農業が持続可能となるようなものではありません。農業の現場が、高齢化による農業担い手の減少と耕作放棄地の広がり、定住人口の減少によるイノシシをはじめとする野生鳥獣被害の増大に苦しんでいることなど、どこ吹く風のような内容でした。どこ吹く風というのは私の感想ですが、そういう内容でした。「基本計画」は、生産者米価1万以下で、輸出を伸ばすことが主眼となっています。

さて、飛騨市はどうでしょうか。異常気象の中にあって、この中山間地農業を支えるための新たな課題は何か、その克服のために、市は何が必要と考えているか、そして具体的にどんな対策を立てているか、市民が分かるように丁寧に御説明をお願いします。

3つ目に、「令和の米騒動」に象徴される米価の高止まりをどう見ているか、どのような対策を市民に対して考えているか、これはぜひ、市長にお聞きしたいと思います。

昨年からの米不足と米の消費者価格の急上昇に、市民からは悲鳴が上がっています。国の安価な備蓄米は飛騨市には回ってきませんし、物価高騰でエンゲル係数も上がる一方で、暮らしにゆとりは全く見えません。

そこに、主食の米が一昨年の2倍ほどの高値となり、これは今年も続くと予想されています。今こそ市民への税金の再配分、積極的な財政出動で暮らしを守ることが必要なときではないでしょうか。市は、この米価の高止まりをどう見えていますか。どのような市民向けの対策を考えているか、市長に伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

農業の問題につきましてのお尋ねでございます。

3点目の米価の高止まり、ぜひ市長にということですので、お答えを申し上げたいと思います。まず、この米価高止まりの原因なんです、今回の米価上昇の原因ですね。直接的な原因は、農林水産省が自ら認めておりますように、需要量を過少に見積もり、需給の見通しを誤った結果、米不足が生じたことにあるというふうに私は捉えております。

ただ、米の需要そのものは長期的に減少傾向ですから、これは今後もこのまま続いていくんだろうというふうに思うんですけども、なぜ急に需要が上振れしたかについては、確定的な要因はまだ特定されていないということです。

ただ、インバウンドの需要が急回復してきたという説もありますし、パンとか麺に比べて、米の価格が相対的に低かったと、そこへ需要が流れ込んだという説もございます。あるいは精米の歩留りの低下といった説もありますが、確たる要因はまだ特定されていない、恐らく複合的にこの事態に陥ったのではないかなというふうに見ておるところでございます。

一方で、全国的に農業離れが進んでおまして、担い手農家が減少しておる、また水稲以外への作物の転作を推奨してきた結果、水稲の作付面積が減少しているということがございますので、急に増産しようといっても、なかなか難しい状況にはあるのではないかとというふうに考えております。

さらに、仮に増産が進んだとしても、米の価格が下がるとは思えないということでございます。なぜかという、米価は生産コストの上昇に十分見合う水準ではなくて、持続可能な米づくりを実現するためには、JAの概算金、あるいは個別流通での販売価格の一定程度の引上げが不可欠であるというふうに考えております。

JAひだの飛騨コシヒカリの概算金なんです、令和6年産の、昨年、1俵当たり1万8,000円だったんですが、今年、令和7年産は、8月上旬に2万5,000円、現在は3万円まで上昇しておるということございまして、飛騨コシヒカリだけ見ても、昨年の1俵当たり1万8,000円が3万円になっているということですから、非常に大幅な値上がりです。

他の民間事業者、担い手農家ですね、こうしたところだと、3万5,000円という買取り価格を示しているという情報もあるわけでありまして。ただ、これを農家の皆さんにお話を伺ってみると、この水準でやっとなら米づくりができるんだと、こういうことをおっしゃっておられますから、逆に言いますと、我々がいかに、これまで農家の方々に低水準の収入を強いてきたのかということに改めて感じますし、これは反省しなきゃいけないというふうに思うわけでありまして。

販売価格なんです、地元スーパーなどでは、令和6年産のコシヒカリは10キロ1万円近い価格で販売されている状況も見受けられておりますけれども、令和7年産も、こういった水準を見ますと、恐らく高止まり、同水準、ひよっとするとそれ以上ということになってくるのではないかと予想されるわけです。

こうした点を総合的に踏まえると、今後、米価が大きく下落していくという可能性は低いだろうというふうに見ておまして、それが、今後の対策と関わってくるわけですが、仮に一時的な価格高騰なら、恐らく短い期間で下がるんだろうということであれば、例えば給食用の米であるとか、介護施設とか医療機関で使う米に対して、財政支援を行うということは考えられるんです

が、今後もずっと高止まりが続いてくというような状況ですと、これはもう経済全体の問題ですから、他の物価と同様に、一時的な財政支援では対応が難しい、またもちろん、ずっと米の価格を補填し続けるということは、飛騨市の財政状況からいっても、独自に対応できる余力はないということになります。

したがって、今後は米価や物価全体の動向を注視しながら、本当に支援が必要な方々に的確に手を差し伸べられるように、財源の見通しを見極めながら、どこをどうするかを検討していくということになってこようかというふうに思います。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

私からは、1点目の今年の飛騨市の米、蔬菜の生育状況についてからお答えいたします。昨日の高原議員の御質問でも答弁させていただきましたが、本市の米の生育状況は、現時点では大きな気象災害や生育障害の報告はなく、前年並みの収量を見込んでおります。蔬菜については、トマトの生育は好調で、現在のところ収量・品質ともに良好になっております。一方、ハウレンソウは、高温の影響で生育に支障を来し、現在のところ出荷数量が減少しており、厳しい状況となっております。

2点目の中山間地農業を支えるための市の「課題克服」と「対策の具体化」については、主要な作物ごとにお答えします。水稻においては、異常高温による品質の劣化が飛騨地域内でも発生しつつあります。品質の劣化により食味、特に食感が劣化するため、飛騨米のブランド維持にはこの対策が必須となっております。このため、本市では、今年度よりスマート農業の一環であるアグリルックというシステムの実証を行っております。このシステムは、人工衛星を通じて水田の状況を把握し、カメムシ防除や刈取り時期の適期をお知らせするものです。出穂期をお盆の時期にするために、逆算して田植の時期の適正化を図ることで、品質の劣化の防止も可能となります。

また、このシステムをさらに活用し、水稻専業農家の皆様に肥料や防除が必要になった農地を特定し、コミュニケーションアプリにて情報を提供するよう開発を進めております。

このほか、県飛騨農林事務所やJAひだと連携して、異常高温対策として根の健全化を図る飽水管理という水管理の推奨や、カメムシ大量発生に対する注意喚起など、号外を発行することで周知を図っております。また、県中山間研究所と連携し、品質を劣化させない飛騨地域を基準とした施肥技術の研究も、市と共同で研究を進めております。

トマトにおきましては、主力品種である「麗月」を酷暑環境でも作りこなすべく、関係機関が指導を強化しており、結果として大きな課題は少なく、また、今年の好調な出荷状況にもつながっています。

ハウレンソウにつきましては、強い日差しと気温の上昇で、既存の栽培技術による対応が追いつかなくなりつつあります。遮光資材で雨よけハウス全体を覆う遮光技術で対応してまいりましたが、ここ数年来、その効果にも限りが見える状況で、収量にも影響しております。生産者にお

いても様々な工夫を凝らし、対応しておりますので、情報を共有しながら効果的な対策を見極めていきたいと考えております。

異常気象への対応については、生産者の状況を注視し、関係機関と連携しながら克服できるように対応を進めてまいります。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

○13番（籠山恵美子）

まず、1番のこの生育状況など、それから作付状況など、説明を聞いて取りあえず安心をいたしました。飛騨の野菜は、主に京阪市場に流通されていると思いますが、お米も同じなんでしょうか。教えてください。

そして一方、昨年からの今年の米不足状況、これは消費者にとってですけれども、米不足状況を考えると、地産地消をうたいながら、なぜ地元の市民のための主食米が確保できないのか、これが本当に疑問であります。疑問であるし、なぜか納得できないんですね。地元の主食米を今年は私たち消費者は確保できるのでしょうか。そのイニシアチブを取るのは、どこにあるのでしょうか。行政なんでしょうか。JAなんでしょうか。流通の仕組みも含めて、教えていただければありがたいです。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

まず、飛騨の米が京阪地方に行っているということは間違いのないと思いますが、この米の流通は野菜以上に非常に流通が複雑になっておりますので、昨日も答弁させていただきましたが、なかなか米がどういうふうに、備蓄米も含めて流通しているかというのは、非常につかむのが難しいというのが今の状況でございます。

例えば、JAひだにしましても、まず農家さんが出荷する、これは全てかどうかは、ちょっと十分認識してないんですが、それをJAひださんは、全農の岐阜のほうに行き、それからまた飛騨に来たりする場合もあるかもしれませんということで、その辺り、非常に複雑で、まだ細かいところまでは調べ切れていないというのが実情でございます。

その上で、じゃあ飛騨のほうに、要は主食となる米がどれだけということになりますと、ここについても、今の言うとおりのスーパーとか行ってもいろんなところの米が入ってきているわけですので、そこについて分析するというのは、非常に、今のところは難しいというのが実情であります。

また一方で、今「飛騨産直市そやな」をはじめ、地産地消も含めて進めるということもありますし、イベント等ということもありますが、やっぱりこの米の問題は、今、例えば直売所に並べるものも、例えば富山県とか、いろんなところの観光客の方が購入されていくというのが実情なので、そうすると、市長の答弁にもありますけれども、米農家にとっても、小売の方にとっても、米というのは今は機械型で厳しいんですが、これまでの中で比べると、米で収益を上げるというのは今、大きな機会というか、今そういう時期には来ているということもありますので、何を言いたいかと申しますと、結局その自由市場でありますので、その価格をですね、昔の農林水産省が、たしか1990年台まで国がやっていた食糧管理制度のようなことになりませんから、地元

にしても何にしても、なかなかその米価を地元で、自分のところをより安くというのは、なかなか難しいというのが私の認識でございます。

○13番（籠山恵美子）

なかなか複雑だということ、それは先ほどおっしゃったように、自由市場で自由競争だからですよね。そういうふうに市場がなくなってしまったということなので、一旦生産者の手を離れると、あとはもう流通の自由に乗っていくしかないみたいなどころがあるので、本当に残念ですが、何と言っても地産地消、これはもうどの自治体でも、割と地産地消ということをやりたいながら、学校給食に力を入れたり、それから地元の食材の販売に力を入れているんですけども、この主食米というのはそういうふうにはなっていないというのがとても不思議でなりません。

今、2つ目の質問でいただいた説明ですけれども、私にはちょっとなかなか難しいことなので、ここをお聞きしたいと思いますけれども、人工衛星などを利用しているということの、いろいろな開発がなされているようですが、消費者として、今稲刈りの時期ですけれども、田んぼを見ていますと、こんなに気温が高い、異常気象の中で、なぜ飛騨はこうやってちゃんと作況指数がよくて、それから野菜の出来もいいですよというのがね。それはありがたいんですけども、やはりそこには行政なり、JAなり、何かのいろいろな努力があるんだろうと。それが今、説明を受けた、この人工衛星などを使ったカメムシなどの防御、それから今、田植の時期の研究でしたか、これなんかも、もうちょっと詳しく教えていただければ、頭に入って、飛騨の農業をもっと理解できるかなと思うんですけども。例えば、個人事ですけれども、私の叔父は関東のほうで、かつて大きな稲作をやっておりまして、蔵にはいろんな農機具小屋があって、そろそろ春になると、蔵の中にはカレンダーがありまして、カレンダーには今年の新しい稲作のスケジュールが全部ペンで書かれてあるわけですね。いついつ田植の時期だ、いついつ、何か、防虫だ、何とかって、書いてあるわけですね。

そういう昔からの習わしで、農家の方はやっていて、特に高齢化するとそうかもしれません、そうやって当たり前に来てきて、ですが、この異常気象で、そういうのは果たしてうまくいっているのかなと思うんですよ。

ですから、今、部長がおっしゃった人工衛星を利用した新しい管理の方法、例えば、稲作も田植をして収穫までの時期をどんなふうに異常気象と照らし合わせてやっていくという研究がなされているのか、もう少し分かりやすく教えていただけますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

まず、高温が稲に与える影響として考えられるのは、1つは収量が減ることになります。これは穂が出て花が咲く時期に、受粉がうまくいかないと収量が落ちることですね。なので、ここ数年ですと、例えば通常だと7月下旬から8月上旬ぐらいに大体そういうことが起きるんですが、そこが猛暑になると、そういったことで収量が減る可能性があるということです。

今年は、特に昼間と夜間の温度も非常に高かったですよね。そういう意味でも、要は植物というのは、要は光合成するわけなんで、そこに支障が出て、収量に影響するということになります。

また今度、品質の低下になりますと、暑過ぎると、収穫した米が透明感が落ちて白っぽくなる

ということで、そうすると一等米から二等とかになっていくということが問題で、それだけ気温は影響が大きいということになります。もちろん水稻というのは文字のごとく水を使いますので、当然暑ければ水も熱くなるから、根に与える影響も大きくなるということで、考えると非常に主食への影響だけに非常に怖いと、注視すべきということになるかと思います。

その上で、今の人工衛星を使った、アグリルックというICTの技術なんですけど、これはごく簡単に説明しますと、まず人工衛星からいろんなデータが取れるんですね。例えば稲の葉の色とか、そういうものが取れます。それと、気象庁のデータで今度、降水量とか気温とか、そういうデータが取れます。それを組み合わせることによって、結局、種がつくのが、積算温度になりますから、そういうことで、ある程度予測ができるようになります。

例えば、私も少しばかりですけど、兼業というかですね、飯米を作っておりますけれども、大体いつ頃とか、あるいは隣の経験豊富な方にうちの米を見てもらって、大体彩んできたなみたいな話なんですけど、このシステムを使うと、簡単に言えばスマートフォンを見ていただいて、航空写真が出てきます。要はその場所をタップすると、今度小さな表が出てきて、品種を選んで、何月何日に田植をしたというのをいれると、そうすると自動的に、カメムシの防除の時期はいつ頃がいいですよとか、収穫は何月何日ですよというふうに、もう予測してくれるんですね。例えば、うちであれば、ちょうど土曜日がコシヒカリの刈取り時期なんですけど、うちの農業技術専門官にも見ていただきましたが、もうぴったりです。要は、もうそういうことができるということなんです。

それで可視化することによって、そういった高温障害というか、高温に対応するという意味では、非常に有効なICTシステムだというふうに考えております。ただ、高齢の方も結構多いもんですから、スマートフォンを例えば持ってなかったり、今はJAのほうと連携して、JAが各肥料だとか、資材を売っているところがありますよね、各店舗。そこに話をして、そこにタブレットを置いていただいて、そこに御相談すると分かる。むしろJAのほうには、JAの側から、ぜひそういう話をしてくれということをお願いして、今の啓発というか、普及というか、しているところでございます。

○13番（籠山恵美子）

そうしますと、その便利なスマートフォンで操作できるシステムというのを、異常気象に対応したようなシステムというのを、市内の農家さんは、どの程度その情報って知っていらっしたり、あるいはどの程度利用されているんですか。その利用の成果が、今年収穫がいいよというんだったら、とっってもそれはいいことだと思いますけれども、どのぐらいの利用なんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

今御指摘のとおり、そこが一番の課題だと思っております。システムについては、この先は、例えばJAのカントリーとあって、乾燥とか調整が、そこも気象によって変わってくるわけですよ。なので、そこにも利用できないかということで、今から進めていく予定なんですけど、何より一般というか、専業の方以上に、兼業の方も含めてどう伝えていくかというのは課題なんです。なので、今のところは、まず飛騨市内は、改良組合長会にその使い方とか、資料をお渡しして普

及しているのが1つ。

それからJAの広報、それから先ほどの店舗等での啓発、ただ、やっぱり、米の課題というのは、当然飛騨全域で、下呂市も高山市も白川村も含めた全域の課題になってきますので、今はその広域で、農協を含めて、まずそのシステムをよりよくするということが1つ。それはそのシステムをつくっている会社も含めてです。あとはその啓発についても、いろんな場面で啓発できるようにしていくということをこれから進めてまいります。

○13番（籠山恵美子）

とてもこれからの異常気象、とにかく高温障害みたいなものに対応できるものがあるということは、本当に安心な感じがしますので、消費者としても、まだ飛騨のお米がちゃんと食べられるかなという安心感につながりますので、ぜひやはり啓発とか周知をお願いしたいと思います。

次に、3番目の市長にお聞きした、この高止まりの市民に対する対策ですけれども、農家にとっての米価がちゃんと評価された値段になるということはとても大事ですし、一方、消費者にとってはこんな物価高騰で生活の苦しい中、本当に安心した、安定した米価であってほしいと思うので、その差をどう調整するかは国の問題だと思いますので、今回はそれを省いておきますけれども、消費者に大事なことは、明日の我が家の主食米の確保でありまして、昨年から今まで、スーパーの棚に飛騨のお米がない、あっても富山米か、あるいは岩手のお米です。それも品薄状態が最近まで続きました。

今年の米の作況指数が良好なら、地元飛騨市の消費者は、せめてコロナ禍前の販売価格で飛騨産米を購入したいと思っています。当然のことですけれども、でもそううまくはならなさそうですし、先ほど言いました、やはり自由競争、自由市場ですから、米の確保合戦が始まるということですから、なかなか大変だと思います。

私は過去10年間のお米5キログラムの価格推移という資料を見まして、これを見ますと、今年7月のスーパーの平均価格は4,731円、飛騨はもっと高かったです。4,860円でしたけれども、しかしコロナ禍前、2019年7月は2,142円です。この差2.2倍なんですわね。

そして今年は品薄状態が避けられるのか、これも大変心配しています。値段だけではありません。お米が手に入るかということですね。子供のいる家庭などは、本当にやりくりが大変だと思います。

例えば、市長は、やはり財源にも限りがあるようで、本当に支援の必要な方には支援をしたいということですが、有権者は1万8,600人、飛騨市にあります。そのうち、まあまあお給料も、ちゃんとボーナスも入る市職員が467人や、他の公務員の方々、企業の幹部職など、この1万8,600人のうち、600人ほどそういう方々かなと思ひまして、それを引けば、約7割の市民は生活困窮者か、そのボーダーラインの生活者ではないでしょうか。私もその1人です。

そう思いますと、直接お米の支援ということではなくても、もっともこの暮らしを守る、行政のやるべきことがあるんじゃないかなと思って、新年度を期待しているんですけども、いかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

そうですね、新年度というよりも、やっぱり国からの財源がないとなかなか難しいものですから、この秋の補正でどのくらいの経済対策が出てくるか、その中で地方自治体が見える（物価高騰対応重点支援）地方創生臨時交付金、これがどの程度措置されるかというところが1つのポイントだろうなというふうに思っています。ただ、ここから優先順位をつけていかなきゃいけないんですが、昨日の御議論にもあったように、医療機関とかが非常に苦境に陥っているので、例えばそういうところが別枠で設けられれば、ちょっとまた後ほど申し上げたいと思うんですが、そういう議論があれば、ほかに使える余力が出てくるとかということがあるんで、これは米だけじゃなくて、燃料も上がっておりますし、その他いろんな食材も上がっておりますので、米だけというよりも、やはり低所得の世帯用に支援をするということを軸に、そういった財源が措置されるのを何とか待って、考えていきたいなということです。

ただ、臨時国会がいつ開かれるか分からないんで、ちょっと対策が遅れているのが心配なんですけど、そんな考え方をしております。

○13番（籠山恵美子）

ぜひ、飛騨市の市民の生活を、暮らしを守るためによりしくお願いしたいと思います。

2つ目に移ります。市は子供の貧困をどう考え、支援するのか、本気度を伺いたいと思います。

子供の貧困率は11.5%、9人に1人の子供が貧困状態です。これは2021年の数字です。この時期はコロナ禍のさなかでした。翌年、ロシアのウクライナ侵攻が始まりまして、様々な食料・エネルギーの輸入物資の価格高騰、円安による輸入コストの増大が続きまして、今現在の経済危機となっています。飛騨市民皆さんが暮らしの困難に直面し、子供たちの教育の保障さえ不安定です。子供を真ん中に置いた教育行政を考えた場合、子供の貧困を考えないわけにはいきません。子供の貧困をどのように支援するのか、市の本気度を伺いたいと思います。これも3点伺います。

まず1つ目、就学援助の拡充を求めます。就学援助の問題は、以前にも何度か質問しておりますが、依然、肩透かしに合っています。特に独り親家庭の状況を見たとき、今の社会経済にあっては大変な生活困難ぶりが目に見えています。

8月5日付の教育新聞では、「独り親家庭を襲う酷暑と米高騰 1日2食以下、体重減少も」と題した記事が掲載されました。1日1食が3%、1日2食が38%で、計41%が2食以下です。前年の33%をさらに上回っています。その理由は「食費節約のため」ということで、これが65%でした。憲法第25条、これは生活保障ですけれども、子どもの権利条約第3条、第6条、27条に照らしても、お金の心配なく学べる環境をつくることは、行政の義務であり責任です。就学援助の対象は、生活保護基準の何倍になっているのでしょうか。この基準を拡充して支給額を増額するなど、利用しやすい制度に拡充してください。

2つ目は、高等教育の支援として、ぜひ県立高校のタブレットの自己負担へ助成をとということです。市長は高等教育の支援を優先するとして、給食費無償化に二の足を踏んでおりましたけれども、そうであれば、新年度予算で真っ先に、高校生のタブレット自己負担、これは6万円から10万円と言われております、この自己負担への助成を実施してください。

3つ目に、学校給食の無償化は、国の動向を含めて実現するのでしょうか。来年度から実施できるのでしょうか。国の動向も含めて、市は予算編成にどう向かっているのか、現状を伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

3点のお尋ねがございました。私から、2番のタブレットの件と3番目の学校給食無償化の件、2点お答えをいたしたいと思います。

まず、2点目の県立高校へのタブレット購入の負担に関する助成というお話でございます。岐阜県教育委員会が、先般、令和8年度の新入学生から県立高校で授業に使用するタブレット端末、原則各自で準備してもらいたいという方針を示したということについては承知をいたしております。これ、背景として、国策として国が財源を確保されている小中学校のタブレット端末、これは、小中学校の場合は、国策として国がタブレット端末費用を負担するということが明示されているんですね。ですけれども、県立高校に対しては、そうした方針はもともと出ていなくて、今後、国からの財政支援は見込めないという県の御判断で方向転換されたというふうに理解いたしております。

ただ、これに対する助成を市がするかどうかということなんですが、市内の高校生はそもそも進学先がそれぞれ異なりまして、私立高校に通う生徒もいれば、通信制に通う生徒もおります。県外の高校に通学している生徒もおりますし、もうばらばらだという中で、市が県立高校に対するタブレットの購入費用を肩代わりするというのは現実的ではないのではないかというふうな思いでおります。まずは、岐阜県が負担軽減の検討をすべきであるというふうに考えておりまして、市としては、県立高校のタブレット購入助成については考えていないというのが現在の状況です。

他方で、実はちょっと今、検討していることがございまして、市が実施する入園・入学準備品支援事業、これ、ずっと入学する時点での支援を行っているんですが、高校生には4万円分のクーポンを支給しております。だんだん金額増やしてきて、今4万円なんですけども、クーポンにいたしましたら、ちょっと苦情がございまして、県外の高校に進学すると使えないと、つまり地元の高山市内、飛騨市内辺りで物を買うことを前提にしているものですから、クーポンをもらっても使えないじゃないかというお話があったり、クレジット決済が原則になった高校がございまして、そうすると、クーポンだとクレジット決済だと使えないんですね。それで使えないというお声があったりいたしました。

それで、来年度から、高校生に限ってなんですが、現金で交付することにしたと考えております。岐阜県も、高等学校就学準備等支援金というのを3万円支給しておりますので、市の4万円と合わせると7万円ございます。しかもこれ現金ですから、自由に充てていただけるので、この辺りを有効に活用して、タブレット購入に充てていただくと、足しになるのではないかとこのように考えておるところでございます。

それから、3点目の学校給食の無償化に関する国の動向についてということでございます。これちょっと今、喫緊の課題でございまして、ちょっと長くなりますが、丁寧に御説明をしたいと思います。

この学校給食無償化の議論というのは、実は今始まったわけではなくて、2年前の令和5年6

月に閣議決定されました「こども未来戦略方針」というのがございまして、この中で、学校給食無償化の実現ということが、実は記載されていたわけでありまして、ここから議論がスタートしています。

それを受けて文部科学省のほうで、無償化を実施している自治体、あるいは全国ベースでの実態調査というのを行いまして、その上で、この小中学校の給食実施状況の違い、法制面等も含めて、課題の整理を丁寧に行って具体的方策を検討すると、このように書かれたわけでございます。

先ほどの全国調査なんですけど、これが行われたのは令和5年9月でありますけれども、結果を見ますと、無償化を実施している自治体は、その当時、ちょうど2年前ですが、約3割で、うち半数以上が自己財源、自治体の自己財源で実施しているということが分かっています。また、その大半は、目的は子育て支援だというふうに言っておりまして、義務教育の無償化だと言っているような自治体は少なかったということも分かっております。

ただ、このときに判明した事実が、学校給食費には都道府県間で差があるということで、低いところと高いところで1.4倍の差があるということが分かっております。また、経済的困窮世帯は、既に給食費の無償化は手だてが講じられておりますので、追加的な恩恵はないということも分かっておりますし、給食未実施、あるいは喫食をしない児童生徒には恩恵が及ばないということも指摘をされております。

さらに全国で無償化を行った場合、公立のみで約5,000億円の費用が必要だというのが、2年前の推計だということでございます。

その後、昨年の衆議院選挙で政権が少数与党になりまして、当初予算の国会通過と引き換えとされる形で、今年2月、自民党、公明党、日本維新の会の三党合意で、教育無償化の一環として給食無償化が明記をされたということです。ここには何て書いてあったかということ、「まずは小学校を念頭に、地方の実情等も踏まえ、令和8年度に実現する。その上で、中学校への拡大についても、できる限り速やかに実現する。」と、このように書かれていたわけです。

さらに、今年6月に発表されました政府の骨太の方針、ここに、「いわゆる給食無償化については、これまで積み重ねてきた各般の議論に基づき具体化を行い、令和8年度予算の編成過程において成案を得て、実現する。」というふうに書かれたわけでありまして。

さらに、その翌月、7月の参議院議員選挙におきまして、各党、自民党、公明党、立憲民主党、国民民主党、日本維新の会、共産党の各党が学校給食の無償化を掲げておりまして、政府でも骨太の方針に書かれている、三党合意もありました、各党も公約していますということになれば、これは来年度、何らかの形で無償化が進むだろうというふうに考えているところでございます。

ただ、この無償化というのは大変いいことだという、基本的にはスタンスでありまして、家庭の負担軽減にもなりますし、子育て支援にもつながるということで、期待をされる一方で、自治体にとっては非常に大きな懸念があるわけでございます。

このため、全国市長会におきましては、私が委員長を務めております社会文教委員会において、今年3月に独自調査を行いまして、その上で、国に対して丁寧かつ慎重な議論を求めるということを言ってまいりました。その大きな理由は、自治体にとって、大きな財政負担が生じかねないということが最大の懸念点です。文部科学省の調査が2年前でしたから、今年、改めて3月に全国市長会で、社会文教委員会の委員市に対して調査を行ったんですが、やはり実施状況は千差

万別でありまして、牛乳のみをやっているミルク給食という自治体もございます。また、給食を実施していないという自治体もあって、大体全体の3%ほど、こういったところが存在している。日本全体だと30万人くらいだろうというふうに言われていますけれども、そのくらい、実は給食がない学校があるということですね。

それよりも、給食費の額の差が大きくて、全国市長会の調査ですと、小学校の月額ベースでいくと、一番低いところが大体月額4,600円、一番高いところが約7,000円です。結構この差があります。中学校は、一番安いところが月額約5,200円、一番高いところは約8,300円ということで、これも非常に大きな差があります。

ちなみに、飛騨市の月額は、小学校で換算いたしますと約6,000円、中学校が約7,000円ですから、ちょうど平均値くらいのところにあるというのが、飛騨市の実情です。

さらに、無償化の実施自治体というのが2年前よりも増えておりまして、今、大体4割、無償化を実施しておるんですが、ただ完全無償化というところはそんなに多くはなくて、第3子以降の子供さんのみ、あるいは中学生のみ、あるいは期限付で半年だけとか、そういったところもございます。

こうした中で、国が一律に無償化をすると、本当に、全部の費用を国が見てくれるのかというところが心配なわけです。先ほど大きな差があるという話をいたしましたけれども、普通に考えて、一番高いところに設定するというのは、絶対考えられないんですね。大体平均値よりも下、ひよっとすると、一番最低ラインで設定する可能性が高いということになりますと、それ以上は自治体が負担してくださいと、こういうことになりかねない。財政的にどこも厳しい自治体ばかりですから、そうすると、無償化をやったがために、自治体が非常に大きな財政的負担を背負うということになると、これは大変なことになる。場合によっては、負担が大きいから給食の質を切り下げて、単価を下げて対応するということも出てきかねないということが、全国市長会の我々の最大の懸念なわけでありまして。

飛騨市においても、大体平均値ですけれども、もしそれよりも下であると、これは市が負担しなきゃいけないということになってまいりますから、これも大変だと。

それから、全国的に見ると、じゃあ、給食を実施していない自治体はどうするんだ、牛乳のみの自治体はどうするんだと、こういうことになりますし、アレルギーを持つ児童生徒とか、給食を喫食していない児童生徒への対応というのは、本当にやってくれるのかということも出てくるということで、まずはとにかく全国市長会としては、無償化は一体何のためにやるのかの趣旨を明らかにしてほしいと、その上で、とにかく全額国費でやってもらいたいということを、強く強く申し上げておるわけです。

今年3月に、私、自民党、公明党の政策責任者に対して要望を行い、おととい、9日に、自民党、公明党、立憲民主党、国民民主党、日本維新の会の5党、これは法案提出権がある党ということになりますが、この5党の政策責任者に対して、同じことを強く求めてきたわけです。特に、その全額国が負担してくれという点については、学校給食法第11条の第2項というのがございまして、この第2項には、「学校給食費について、学校給食を受ける児童または生徒の保護者の負担とする」と、こういう文言になっているのですが、保護者の負担というところを、「国の負担」と改正してくれということを要望しておりまして、そうすれば、確実に法律で国が負担するとい

うことが明らかになるので、それをしっかりしてほしい。その上で、もう予算編成に入る時期に来ていますから、早急に制度を示していただかないと、年末になってこうですよと言われても困るということは、申し上げてきたところです。

実はおととい、各党を回ってきたんですが、そのときの情報ですと、分かったことは、まだ与野党間の協議が本格的には行われていない、そこまでの協議には至っていないということが分かりました。なので、詳細についてはまだ議論されていないということです。

文部科学省が、概算要求で、事項要求という形で予算を上げているのですが、事項要求ですので、予算額を示さずに、あくまでも政治マターなものですから、こういうことがありますという要求をしているということです。

いまだにこんな状況なのですが、先ほど申しあげましたように、臨時国会もいつ開かれるか分からない、それから参議院議員選挙によって国会の枠組みが変わっている。石破総理が退陣して、この後、政権がどうなるか分からないということで、先行きは全く見通せない状況であるという理解をしております。

しかしながら、とにかく我々としては、全額国費ということは絶対に譲れない条件ということです。これ、油断しますと、2018年に幼児教育・保育の無償化というのがございました。議員も御記憶があるかもしれませんが、あのとき、当初は同じように全額国費と言われたんです。ところが、途中から話が変わってきて、公立施設は全額自治体負担、民間施設も市町村が4分の1負担というふうに変わってきた。当時、全国市長会挙げて猛反発して大運動をしたんですが、結局財務省を中心に押し切られまして、自治体が負担することになったという苦い経験がありますので、今、身構えておまして、こういったことが絶対ないようにということで、闘う準備をしておるということでございます。

市においてはどうかということなんですが、まずこういう状況ですから、国の方向が固まった段階で対応を検討するというところで、まずは自分の立場もあるものですから、国に対して、全国の自治体の立場を訴えていくということ、最大限、今、取り組んでいるところでございます。以上です。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 大庭久幸 登壇〕

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

私からは、1点目の就学援助の拡充について、お答えいたします。就学援助制度には、生活保護世帯を支援する要保護と、各市町村が生活保護に準じて困窮していると認定して支援する準要保護があります。御質問は、生活保護との倍率差となりますので、この要保護と準要保護の認定基準における差で、お答えさせていただきます。

まず、家族構成で基準は変化いたしますので、独り親家庭、小学生が1人の2人世帯の場合で比較させていただきますと、おおよそですが、生活保護は年間総収入が170万、準要保護は250万付近が支援対象となりますので、市は単独で生活保護の約1.5倍まで拡充して支援していることとなります。この準要保護は単に収入のみではなく、非課税や児童扶養手当受給など支援基準に

準じる形を取っています。また、それらの基準に合致しない方でも、各地域の民生委員の方の意見書をもって困窮度合いを確認し、認定をしております。

支給単価は、毎年国が示す要保護の単価を準要保護者にも適用しており、支給額に減額しているものではなく、物価上昇などを踏まえて国の示す単価も年々増額しています。支給単価はあくまで支出した額に対して支給できる上限額であり、例えば給食費などは、実費を支給しております。

次に、制服など新入学に関する支給額は、小学生が5万7,060円、中学生は6万3,000円となっています。これに加えて子育て応援課の入学備品のクーポン券が、それぞれ2万円と6万円が配布されますので、実質額として7万円と12万円が支給されることになります。

教育委員会としましては、これらの支援を十分に活用していただくとともに、転出入や家庭状況の変化についても支援が行き渡るよう、各学校と連携して進めてまいります。

〔教育委員会事務局長 大庭久幸 着席〕

○13番（籠山恵美子）

この給付が、就学援助の1.5倍という率になったということは、大変うれしく思います。かつては1.3倍でした。それが引き上げられたということは、本当に利用する御家庭にとってはありがたいと思います。

貧困率というのは、何ととっても所得が低くて、経済的に困窮している人たちの割合のことで、所得の中央値、所得、いろいろありますけど、その真ん中の所得のさらにそれに半分に満たない所得の御家庭のことを言いますから、相当生活が苦しい御家庭です。

ある独り親家庭を例に挙げますと、子供のいる母親が午前8時から午後5時までの安定した職業を求めて、今、就活しています。それは子供が小さいですから子供のためでもあります。なので、今はスキマバイトというのがあるそうで、私も改めて教えていただきましたが、スキマバイトで生活をつないでいます。最近のスケジュールを教えてもらいました。ある日は、牛舎の掃除手伝い、ある日はホテルのラウンジ、ある日はドラッグストアの品出し、いわゆる昔の日雇労働ですよ。こういうことをやっています。今は、こういうスキマバイトなどという、うまい表現で宣伝しておりますが、安く派遣労働をあっせんするのが、こういう業種なのでしょう。

このお母さんは、間もなく自律神経失調症となりました。当然だと思います。自分で全部予定を当てはめて、一つ一つ確認をしながら、本当に日雇労働ですから、大変だと思います。無理の利かない体と、今はなってしまいました。

独り親家庭といってもいろいろありますけれども、飛騨市には独り親家庭は何件あって、独り親家庭だけではないでしょうけれども、民生委員の方々を中心に拾っている生活困窮の家庭への就学援助、やっている件数というのは、今、飛騨市にはどのぐらいありますか。独り親の家庭の件数と就学援助を利用している件数を教えてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

今、要保護、準要保護の制度で受給者ということで把握している数字を回答させていただきます。

小学生で62名、中学生で31名、合計92名の支援をさせていただいております。

○13番（籠山恵美子）

かつての教員OBの方にお話を聞きましたら、昔は、ゆったりしていたんでしょうか。先生が子供たちを見ていて、例えば音楽の時間にいなくなってしまう子供がいると。そしたらトイレに隠れていると。どうしたんだといろいろ事情を聴いたら、昔はこういうハーモニカでしたから、1連のハーモニカが買ってもらえない。お兄ちゃんか何かの2連のハーモニカが恥ずかしい、それを一生懸命手で隠しながらやるんだけれども、やはり手は小さいですから見えてしまう。周りに、友達に笑われる。それが嫌でトイレに隠れていたと。それを先生が引っ張り出して、授業を受けてもらったんだけれども、もうそのうちに不登校になってしまったと、そういう親御さんの事情をよく聞いて、こういう子たちも生活保護でもないし、準要保護でもなかったんだけれども、事情を聴いたら、やはり様々な理由があって、生活困窮者であったということで、就学援助の対象にしたと。そういう子供が結構いて、教師がそういう目で子供たちを見て救ってやるのも教員の仕事なんだよというお話をされていました。

そういうような民生委員の方たちに頼らず、子供と日中、もう深いつながりで生活している先生方ですから、先生方の仕事も多くて大変ですけども、やはりここは、先生たちのそういう子供たちの貧困を見つける目も、しっかりと持ってもらいたいと思いますが、その辺りでどうなのでしょう。先生がそういう子供たちを見つけて、家庭につないで、就学援助の対象にできたというような例はあるんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（下出尚弘）

今お話しされましたように、学校では教師が、日常の子供たちの服装であるとか、清潔にしているかなというようなことも、日々きめ細かく見て、心配なことについては、それを学校の中で共有して、保護者にそのことを相談したり、福祉のほうとも連携して取り組むといったこともあります。

その上で、今は、先ほどおっしゃったような、昔こういうことがあったというお話がありましたけれども、そういった悲しい思いをする子がないように、日々努めておるところでございます。

○13番（籠山恵美子）

ぜひよろしくをお願いします。

市長の説明を聞きまして、やはりこの第11条第2項、もうとにかく法律を改正すれば、保護者の負担だという文言を変えれば、これも法律で成り立っている国ですから、やれるわけですね。でも、今までそういう論議を国会で聞いたことがないという感じがしますよね。これはぜひ国会議員にもお願いして、やってもらいたいなと思っています。その上で、国直轄でやるべきだと思います。こういうものは、そのことも含めてですけども、ただ、今の状態でいつまで、いつになったら実現するんだろう、実現できない理由はいっぱい出てくるんだけれども、もう積極的に実現しようという様子、姿が見えません。

これ、地方の自治体を見ますと、それぞれ学校の中にはいろんな事情の子供もいるし、アレルギーの子もいるし、これが食べられない、あれが食べられないというものもありますけど、それを上手にちゃんと計らいながら、給食を無償化している学校は幾らでもあるんですよ。実践して

るんですよ。そういうことがありますので、そういう余計な心配に、国会が頭を突っ込まずに、もっと大きなところで、子供の未来を保障してもらいたいとも思いますが、ここで国会のことを言ってもしょうがないので、あれですけども、市長もいろいろな役割が多くて大変でしょうけれども、やはり県にも国にも、さらに、こういう時期だとして、本当は国だって新年度予算の編成の時期で、さあよいよ子供の給食の無償化にどうやって予算つけるかという時期でも、本来だったらあるはずですが、総裁選びにきゅうきゅうとしてまして、ちっとも臨時国会を開かないというていたらくで困ったもんだなと思いますが、ぜひ新年度予算、なかなか難しいでしょうけれども、学校給食の無償化というのは、子供の食を保障する、この夏休みも子供たち、どうだったかなって、本当に心配ですよ。体重が減ってないかな、減っている子はいないかなとかですよ。夏休み明けてですね。

ですから、給食の無償化というのは、本当に大事な安全保障だと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

それにも、やはり私たち共産党の議員団も高齢ですけども、この間、8月22日に県に予算要求の交渉をしてまいりましたけれども、例えば学校給食の県産食にしても、県がやっている支援と言えば、その学校給食の県産食材と、県では手に入れられない県外食材のその値段の格差、値段の差に3分の1だけ支援しますと、こんなのしかないんですよ、県は。もっと県も、私たち県税払っているんですから、各自治体のこういう学校給食にも、もっともっと支援をするべきだなと、子供の医療費無償化にもなかなか県は力を入れませんか、ぜひ江崎県政は、若い人をはじめ子供にもちゃんと力を入れる、子供の未来に力を入れる県政であってもらいたいと思いますので、ぜひ市長としても、県に物言う市長になっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、3つ目に、地域医療の構想と飛騨市内の医療体制について伺います。県の構想を受ける形で、3市1村の「飛騨圏域地域医療協議会」が設立されました。今議会冒頭での市長の行政報告を聞く限りでは、各関係者の積極的な関わりで地域医療が協議されていくことは大変重要であり、期待するところであります。そこで、3点伺います。

1つ目、市内の介護医療院の閉鎖に市はどう対応するか。地域医療は、市民が住み慣れた地域で安心して暮らすためには必要不可欠です。とりわけ高齢者が多く居住する飛騨市には、身近にある開業医の存在は絶大です。

ところが、古川町内の介護医療院（療養病床部門）が、今年いっぱい閉鎖されるとのことです。ここには、昨年閉鎖された高山市の厚生病院の患者さんも移ってきています。今、入所されている方々はどうなるのか。関係する医療スタッフはどうなるのでしょうか。

団塊の世代と言われる75歳以上の高齢者医療が「2025年問題」として社会化している今、今後受け入れてくれる療養病床がなくなったらどうするのかと、市民の間で大きな心配事になっています。市として、この閉鎖問題にどのように対応するのか、伺います。

2つ目に、在宅医の活用は広域的に協議会で検討されるのかということです。飛騨市には在宅医がお二人おられます。この先生方が丹生川町に在宅クリニック出張所を開所されて、広域的に御活躍されるようです。こころのクリニックも同様ですけども、広域的に活動されるこのような医療機関のありようは、今後協議会で検討されていくものなのでしょうか。あくまで、市の独

自判断で活動を進めるのでしょうか。伺います。

3つ目に、市内医療機関にコロナ禍並みの支援を。物価高騰の高波は、市内の医療機関の経営を圧迫しています。2024年の厚労省などの調査では、経常利益が赤字の病院は7割となっており、全国で危機的状況です。当然、市内の医療機関も傾向は同じでしょう。

ある日突然、病院がなくなることはないように、コロナ禍並みの財政支援が急がれるのではないのでしょうか。

私たち市民は、必要な医療を身近で受けられるためには、納めた税金が大いに役立つことを惜しみません。むしろそういう支援を希望しています。ぜひ医療機関への支援を新年度に予算化してください。このことを伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

医療体制についてのお尋ねでございます。3点とも私から御答弁申し上げます。

まず、市内の介護医療院、古川町内の介護療養病床の閉鎖についてのお尋ねです。市でお話を初めて聞きましたのは、7月17日だったんですが、院長先生から、入院患者の移転についての御相談が、突然だったんですが寄せられました。そのときに伺ったお話ですと、介護医療院の閉鎖は、原因が夜勤をするスタッフがいない、スタッフの高齢化で、とにかく担い手の不足ということが原因だというお話を伺っております。こうした事業所の縮小、廃止というのは、通常、本来そのサービスをやっている事業所において責任を持って対応していただくということなんですが、患者の皆様が、重度かつ医療的ケアが必要な方々であるという事情、それから移転先を簡単に見つけられないだろうなということが容易に予想されましたので、市としても連携していくということを申し上げて、状態等が分かる一覧、それから個人の詳細な資料の作成をお願いいたしまして、現在、他施設への移転交渉に伴走と言いますか、奔走しておるところでございます。

入院患者の中には高山市の方もおられるために、高山市とも協議を行いまして、連携して対応するということを確認して、8月22日に久美愛厚生病院や高山市の介護保険施設の責任者の方々との面談を行いまして、積極的な受入れを市からもお願いをしてきたということです。

また、8月27日には、高山市・飛騨市連名の依頼文を各介護施設に送りまして、できる限りの協力をお願いしたいというところを申し上げているところでございます。

その成果もありまして、各施設から介護医療院への受入れ協力の連絡もあったんですけども、どの施設もやっぱり事情は一緒で、看護師あるいは介護職員の人数不足、そしてあるいは施設によっては医療的ケアを行うことができないという事情もあって、受け入れることができる人数もまだまだ少数にとどまっております。先が見えない現状が続いているということでもあります。

この介護医療院のスタッフにつきましては、退職されている方もあるわけですが、個人情報でするので詳細はつかんでおりませんが、次の仕事が決まった方から順次退職される予定というふうには伺っております。

引き続き、高山市、そしてこの介護医療院と連携しながら、この患者の皆様の状態に合わせた施設とか医療機関への転院、またそれまでの生活や体の安全確保ということを進めてまいりたい

と考えているところでございます。

それから、2点目の在宅医の問題でございます。飛騨圏域におきまして、今後在宅医療の需要が増加するということは確実にございまして、医療機関や訪問看護ステーションなど介護分野の在宅サービスとの連携、そして地域で24時間の提供体制を整えるということが必要であり、またその強化が求められているというふうに考えております。

併せて外来医療につきましても、かかりつけ医機能を発揮して必要な体制を確保していくということが重要なわけでありまして。

今、全国で、来年度から新たな地域医療構想の策定というのが進められます。現在、厚生労働省の検討会で方向性が示されておりまして、その中には、大きな特徴といたしまして、外来、在宅介護連携等も構想の対象とするということが明記されておりまして、地域医療構想では初めて、在宅医療の分野をしっかりと地域医療構想の中に盛り込んでいくという流れが、今、提示をされておりまして。

飛騨圏域の地域医療協議会においても、これは昨日も答弁申し上げましたが、地域医療構想の策定につなげていくということが目的、役割になりますから、当然ながら在宅医療の位置づけということについても、検討することにはなろうというふうに考えております。

私自身、昨日も少し申し上げましたが、飛騨地域は都市部に比べて在宅医療を担う開業医が少ない、高齢化が進んでいるものですから、開業医がなかなか在宅に手を出せないという事情もあって、在宅専門のクリニックがないと駄目だということを、もうかねてから考えてきたところがございます。その考えの下で、飛騨市古川町に拠点を置く「ひだ在宅クリニック」を誘致したということでございまして、現在は高山市街地までをエリアにしております。また神岡町内もエリアです。飛騨地域にとっても本当に不可欠な存在になっておりまして、もう例年、開業以来1年のみとりが100件という驚異的な数でございまして、これは、これだけ在宅で最期を過ごす方が増えてきたということを意味しておって、非常にこれは大事なことだと思っております。

その中で、今回、高山市丹生川町に出張所を開設され、医師の数も増えてきておるということは、誠に喜ばしいことであると思っております。

このクリニックは民間の開業医ですから、我々行政が在り方を決めていくということには当然いかないわけでありましてけれども、在宅専門医の重要性ですとか、今後の充実ということについては、先ほど申し上げた協議会でも共通認識を深めていく必要があるというふうに考えております。

そういった意味も含めて、この協議会の構成員の中には、かかりつけ医を担う3市の医師会も構成員として入っておりますし、また、病院と在宅医というのは連携していないといけませんから、当然ながら病院もその中に、メンバーですから、一緒に議論していくことになろうかというふうに考えているところでございます。

それから、3点目の市内医療機関への支援でございます。これも昨日お話をしましたけれども、医療機関、特に病院の経営というのは、全国的に本当に危機的な状況に陥っておりまして、最大の要因は、物価や人件費の高騰に対して診療報酬が全く見合っていないということでもあります。

高原議員の御質問の際にお答えもしたんですが、全国の病院の今、約7割、自治体病院においては9割が赤字という状況になっておりまして、しかも、都市部の三次救急を担うような病院で

すと、富山でも岐阜でも、赤字幅だけでも10億を超えているというような状況で、本当にこのままでは存続も危ぶまれる状況であるということで、医療機関、関係団体から国に対し、診療報酬の引上げを求める声が強まっているわけであります。

全国市長会においても、私、責任者として、今年3月と7月に国に緊急要望を行いまして、次期の改定を待たずに診療報酬を引き上げてもらいたいと、そしてさらに緊急的な財政支援を行ってほしいということ、強く強くお願いをしてきたところでございます。

その際に併せて申しあげましたのは、先ほどもちょっと触れましたが、重点支援地方交付金というのが補正予算のたびに出てきて、これで医療機関にも支援ができますよということになってるんですね。飛騨市はこれを使って、今まで介護とか医療機関に支援をしてきたんです。

ところが、これ本当にある種ずるいやり方で、推奨メニューというのが山のように入っている。全部やっては、全く足りない金額しか来てないのに、推奨メニューだけたくさんあるものですから、国にしてみると、いや、ちゃんとお金は措置してますと、判断は自治体がしてるんですけど、こういうふうに言い逃れができる仕組みになっているものですから、これではいかんということで、必ず別枠の交付金を設けてくれ、確実に医療機関への財政支援に充てられる交付金を設けてくれということをお願いしておりまして、これが今回の要望の中でも強いポイントだったわけです。

どの自治体も、やはりこうした交付金がないと、自分の自治体だけで赤字補填ができるような一般財源はありませんから、やはりここは国の財政支援に期待するよりほかないということでございます。

今年末に診療報酬改定、決定するわけでありますが、これは、昨日もこれは高原議員のときに議論させていただきましたが、保険料も税も絶対上がります。診療報酬が上がれば。そうならば、これはやっぱりそちらに対する反対も起こりますし、そもそもこれだけ消費税の減税だ、何とかの無償化だと言っている中で、財源がないのはもう明らかなわけですから、そうなるとうと、診療報酬の改定だけでは病院の破綻というのも、本当に現実味を帯びてくるということになりますので、やはり、特にこの秋の補正予算において、別枠の財政支援を講じていただくということは不可欠だということで、引き続き全国市長会においても、関連医療団体と連携しながら、強力に要望活動を進めていきたいと考えております。

なお、おととい、各党の政調の責任者の皆さんに要望してきましたのですが、自民党に行きましたときに、給食費無償化の要望だったんですが、この件を強く、別途口頭でも小野寺政調会長に申しあげたところ、秋の補正予算で、特に病院への支援については大きなメニューとすべきだと思っているという御発言がございまして、政調会長に大いに期待しているので、ぜひ実現してほしいということをお願い申し上げてきたということでございます。最新情報でございました。以上でございます。

○13番（籠山恵美子）

在宅医のことは分かりました。この協議会で、これから民間の開業医ということになりますと、私が心配したのは、この協議会の中で、今度この在宅医、あるいは診療所などの経営負担なども広域でできるのかどうかということもちょっと疑問だったので、聞いてみました。

そうですね。3番の医療機関への支援ですけれども、市長おっしゃったように、この9月4日

から、もう厚生労働省は社会保障審議会での医療部会で、来年度の診療報酬改定に向けた本格的な議論を開始したと報道されています。医療機関からは、物価高騰が続く中、診療報酬の大幅なプラス改定を求める声が相次いだといいます。もう危機的状況だと、これを打破するには、基本診療報酬料の大幅引上げが不可欠だという、この審議会の委員からは様々出たそうです。そういうことが報道されています。本当にそうだと思います。

やっぱり国のまず国庫支出金をもっともっと増やすべきだと思いますし、でなければ、公定価格ですから、何と言っても、決まったものでやらなければならないんですから。それから人件費だ、いろいろだ、今回のコロナ対策のいろんな空調やなんかの経費ということを考えると、本当に厳しいと思います。

こういうのもぜひ、私も地元の開業医がなくなったら、本当に私たちはどうしようもならないです。開業医があってこそ、市民の命や暮らし、健康が守られるんですし、それには、まずお金がどうのこうの、四の五の言っていられないんじゃないかというのが私の感想ですけれども、ぜひ、飛騨市としても、できるだけこの市内の開業医の皆さんの御苦勞、市長は、今おっしゃっていただきましたので、ちょっと安心してはいますが、ぜひ御尽力を願いたいと思って、私の質問を終わります。

〔13番 籠山恵美子 着席〕